

令和4年 第22回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招 集 年 月 日	令和4年4月15日											
招 集 の 場 所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会 議 の 日 時	開 会		令和4年4月21日 午後 6時30分									
	閉 会		令和4年4月21日 午後 7時30分									
出 席 者 の 数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出 席 委 員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	奈 良 和 人		13番	委員	佐 藤 貴 彦	
	2番	委員	小野寺 孔		8番	委員	木 口 幸 弘		14番	委員	下川部 和 宏	
	3番	委員	西 口 智 章		9番	委員	佐 藤 龍 也					
	4番	委員	佐 藤 美登子		10番	委員	由 利 昭 人					
	5番	委員	木 村 卓 也		11番	委員	齋 藤 和 博					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	吉 田 藍					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 3番 _____ 10番 _____ _____											

事務局長	それではこれより、第 22 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	今日からナイターということで、お疲れのところご苦勞様です。天気も順調によくなっているので、馬鈴薯の播種もかなり進んでいると聞いています。 本日は議案 6 件、報告が 2 件ということで、審議内容の多い総会となっています。円滑な進行を心掛けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは総会に入りたいと思います。 日程第 1、出席者の報告。14 名全員出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、3 番西口智章委員、10 番由利昭人委員、お願いします。 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について、2 番に斉藤和博委員の関係する案件がありますので、先に 2 番を審議します。斉藤委員は退席をお願いします。 (斉藤委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第 6 条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。 2 番 ○○○○さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは承認します。 (斉藤委員着席) 続いて 1 番の事務局説明をお願いします。
事務局	1 番 ○○○○さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは承認します。 続いて報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局説明をお願いします。
事務局	報告第 2 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第

	6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 貸主は富里〇〇の〇〇〇〇さん、借主は富里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富里〇〇のうち 36,700 m²、地目は公簿原野、現況畑面積は 36,700 m²、契約期間は平成 28 年 4 月 14 日から令和 8 年 4 月 13 日までの 10 年間、農地法第 3 条による世帯内の使用貸借です。 2番 貸主は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、借主は上里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇、地目は公簿、現況ともに田、面積は 3,198 m²、契約期間は平成 29 年 5 月 31 日から令和 4 年 5 月 30 日までの 5 年間、農地利用集積計画による使用貸借です。 3番 貸主は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、借主は上里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里 530 番ほか 1 筆、地目は公簿、現況ともに田、合計面積は 6,335 m²、契約期間は平成 29 年 5 月 31 日から令和 4 年 5 月 30 日までの 5 年間、農地利用集積計画による貸貸借です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いいたします。
木村委員	5番。1番について、この後の議案に出てくるとおり、〇〇〇〇さんの離農に伴い、世帯内貸借を解約し、新たに〇〇〇〇さんに貸付するものです。
佐藤美委員	4番。2番と3番は〇〇〇〇さんが賃貸していた農地について、〇〇〇〇さんが経営移譲のため、後継者の方に名義を変更するためにいったん解約するものです。
会長	補足説明が終わりました。質問はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは報告どおり承認します。
	続いて議案第 1 号、現況証明書の交付について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり、現況証明書の交付申請があったので意見を求めます。 1番 土地の所在は美和〇〇、地目は公簿畑、面積は 5,493 m²、利用状況は 20 年以上前より畑として利用しておらず、原野の状態、出願理由は地目変更登記のため必要、調査員は記載の 3 名です。所有者、申請者ともに美和 205 番地の〇〇〇〇さんです。地目変更後は〇〇〇〇さんに所有権移転し、〇〇〇〇さんが新幹線の残土被覆土の採取を行うとのことです。そのため、農地法第 5 条による転用許可申請が適切ではないかとの意見もありましたが、現況判断の結果として、非農地であることは疑いないため、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、現況証明による許可を受けるものです。 事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
会長	6番。美和の清掃工場に向かう途中の圃場です。隣が町の牧場敷地となっています。樹木が生育し、ヨシも繁茂していることから非農地と判断しました。
前田委員	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
会長	ありません。
委員	なければ、申請どおり許可してもよろしいですか。

会長	異議なし。
委員	それでは申請どおり許可します。
会長	続いて議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号 下記のとおり、利用権設定のため農地法第3条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は共和〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は10,788㎡、貸借期間は5年間です。 農地法第3条による許可要件のうち全部効率利用要件及び常時従事要件については許可申請書および地元農業委員からの聞き取りにより確認しています。下限面積要件である2haにつきましては、森さんの既経営農地3,034㎡に本議案による使用貸借10,788㎡、議案第3号付議の賃貸借による8,835㎡を合わせ22,657㎡となり、2haを超えることから許可相当と判断します。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	7番。〇〇〇〇さんが高齢のため、管理できなくなったため、以前から付き合いのあった〇〇〇〇さんに貸し付けることとなったものです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
会長	〇〇〇〇さんは当路在住ですか。
吉田委員	当路にお住まいです。
会長	ここは牧草を栽培しているのですか。
奈良委員	牧草です。
会長	ほかに質問がなければ、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
事務局	続いて議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。 議案第3号 下記の通り、利用権設定のため農地法第3条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は8,835㎡、対価は10aあたり20,000円、貸借期間は5年間です。 農地法第3条許可要件の可否については議案第2号で説明したとおりです。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	7番。これまでも〇〇〇〇さんが管理を手伝っていた農地ですが、〇〇〇〇さんも高

	齢になったということで、森さんが全面的に圃場経営を行うこととなり、賃貸することになりました。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見はありますか。
下川部委員	この場所も牧草ですか。
奈良委員	牧草です。〇〇〇〇さんが馬を飼育しているため必要となるものです。
会長	農地法第3条による賃貸借は、期間過ぎたら自動更新になるものです。同じ第3条でも使用貸借の場合は自動更新がないので注意が必要となるところです。
会長	それでは、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
	続いて議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号 下記のとおり農地を転用し所有権を移転するため許可申請があったので適否について意見を求めます。 1番 土地の所在は新町〇〇、地目は公簿現況ともに田、合計面積は 330 m²、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は新町〇〇の〇〇〇〇さん、転用目的は住宅建設のためです。 議案資料の 18 ページから 22 ページの審査表により整理しております。当該農地につきましては、中学校、給食センターなどの公共施設、町営住宅等住宅施設が連坦していることから、第3種農地と判断されます。資力、事業期間、面積、除措置についても適切に確保されていると判断し、許可相当と考えます。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
木口委員	6番。場所は厚沢部中学校のとおりに面した場所で、すでに何軒かの住宅建設が5条転用によって進んでいるところです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
	続いて議案第5号農用地利用集積計画について、1番に由利委員に関係する案件がありますので退席をお願いします。 (由利委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転請があったので、適否について意見を求めます。

	1 番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は北斗市東前の〇〇〇〇さん、土地の所在は富里〇〇ほか 19 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 68,594 m ² です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
木村委員	5 番。筆数が多いですが、ひとまとまりの農地です。場所は富里の奥、〇〇〇〇さんの家から城丘の方へ行く道路沿いにあります。価格が安いのですが、土地の傾斜が大きく、一団の農地に見えますがかなり細かく圃場が分かれています。借り手の由利さんとしても積極的に欲しい土地ではなかったようですが、所有者に頼まれて購入することにしたそうです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
吉田委員	12 番。木の生えているところも農地ですか。
木村委員	そこも農地です。
会長	ほかになければ申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	申請どおり許可します。 (由利委員着席) 続いて、2 番の案件について事務局説明をお願いします。
事務局	2 番 譲受人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇ほか 11 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 43,979 m ² です。経営移譲に伴う贈与です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤美委員	4 番。経営移譲に伴う贈与です。後継者の〇〇〇〇さんは小さいころから農家を手伝っており、最近はお父さんと一緒に農業をやっています。
会長	〇〇〇〇さんは最近奥さんを亡くされたと聞いています。
佐藤美委員	奥さんが亡くなってからは、〇〇〇〇さんが代わって農家の仕事をしています。そのような実績がありますので、男のお子さんもいますが、彼女が後継者として農家を継ぐこととなりました。
会長	ほかに質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	なければ申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし

	それでは、申請どおり許可したいと思います。 続いて議案第6号 農用地利用集積計画についてですが、1番に佐藤龍也委員に関係する案件がありますので、佐藤委員退席をお願いします。 (佐藤龍也委員退席) それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第6号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は20,921㎡、貸借期間は5年間で、対価は10aあたり20,000円です。 事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
前田委員	6番。〇〇〇〇さんが高齢と体調不良のため、最近は圃場で仕事ができなくなっていることもあり、隣接している農地を所有する〇〇〇〇さんに賃貸したいとの意向を示されました。条件の良くない農地のため、このような賃貸料となっています。 補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
	申請どおり許可します。 (佐藤委員着席) 続いて、2番以降の案件について事務局説明をお願いします。
事務局	2番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富里〇〇のうち36,700㎡、地目は公簿原野・現況畑、面積は36,700㎡、貸借期間は1年間で、対価は10aあたり2,900円です。 3番 譲受人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は6,335㎡、貸借期間は5年間で、対価は10aあたり14,200円です。 4番 譲受人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は3,198㎡、貸借期間は5年間で、対価は10aあたり28,000円です。 5番 譲受人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は8,051㎡、貸借期間は5年間で、対価は10aあたり11,000円です。 6番 譲受人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市本通2丁目の〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は8,768㎡、貸借期間は5年間で、対価は10aあたり10,000円です。 以上、6件は新規の案件です。

	7番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町本町4丁目の〇〇〇〇さん、土地の所在は富里〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は34,153㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり13,000円です。 8番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は城丘〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富里〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は10,644㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり13,000円です。 9番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は城丘〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか4筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は44,469㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり13,000円です。 10番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は新町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は8,132㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり15,000円です。 11番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町本町2丁目の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は1,315㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり13,000円です。 12番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は青森県田舎館村大字諏訪堂の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は9,962㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり13,000円です。 13番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市松川町の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は12,970㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり13,000円です。 14番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人はつくばみらい市板橋の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか13筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は125,373㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり13,000円です。 15番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町大中山2丁目の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか7筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は31,400㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり13,000円です。 以上、7番から15番まで更新の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。2番から補足説明をお願いします。
木村委員	5番。報告事項で出てきた18条解約の対象農地です。対象農地は石が多く、条件の悪い土地です。
佐藤美委員	4番。3番から6番までは、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う名義の変更です。
会長	〇〇〇〇さんの更新の案件、なぜ3年という短期間なのか。
木村委員	毎回3年で更新しているようです。何か意味があるのも知れませんがわかりません。
会長	3番から6番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係なのでしょうか。
佐藤美委員	本家と別家の関係になります。

会長	ほかに質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長代理	なければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。 以上で用意の議案は終了しました。ほかにありますか。
事務局	みなさまに事前送付しました「農業委員会活動記録セット」について、昨年度までとは記入方法が大きく変化しています。これまでは、一覧表に記載していく形でしたが、今年度からは日誌形式となります。記入の負担が大きくなるだろうと考えています。何か相談を受けた場合に、期日と内容だけでも記入していただければ事務局で補足しながら仕上げていきたいと考えています。 また、小さなことでも記入していただくようお願いします。例えば圃場へ向かう途中に誰かと行き会って、そこで相談を受けたということも活動になるそうです。よろしく願いいたします。
会長	ほかにありませんか。
事務局	次回総会についてお諮りします。 事務局からは5月26日（木）を第1希望、第2希望を25日又は27日で提案いたします。時間は18時30分からとします。
委員	5月26日で了承します。
会長	他になければ第22回農業委員会総会を閉会します。 ～了～